（証券コード8411）

平成23年６月３日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目５番１号
株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役社長　塚　本　隆　史

第９期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第９期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（５～22頁）をご検討くださいまして、**「議決権行使についてのご案内」（３～４頁）をご高覧のうえ、平成23年６月20日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

【書面による議決権の行使】
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただく方法
【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】
当社指定の議決権行使サイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議決権を行使していただく方法

敬　具

記

１．日　時　　平成23年６月21日（火曜日）午前10時
２．場　所　　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
　　東京国際フォーラム　ホールＡ

３．目的事項

報告事項　　第９期（平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

〈会社提案（第１号議案から第４号議案まで）〉

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件

〈株主提案（第５号議案から第10号議案まで）〉

第５号議案　定款変更の件（評価書の適正な作成）
第６号議案　定款変更の件（カネボウ評価書問題等第三者調査委員会の設置）
第７号議案　定款変更の件（政策保有株式の議決権行使）
第８号議案　定款の変更の件（役員報酬の個別開示）
第９号議案　定款変更の件（堅牢なシステム構築）
第10号議案　定款変更の件（株主提案字数制限の緩和）

なお、第２号議案につきましては、普通株式にかかる種類株主総会を兼ねております。

以　上

◎例年開催間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方１名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。

◎株主総会参考書類、添付書類及び【ご参考】に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/stock/meeting.html）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

当社では、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使していただくことができますので、ご案内申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年６月20日（月曜日）午後５時までに到着するようご郵送くださいますようお願い申し上げます。**なお、議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取扱いいたします。**

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

１．インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、平成23年６月20日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

(1)インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト〔下記２.(1)をご参照ください。〕をご利用いただくことによってのみ可能です。

(2)インターネットにより議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の**「議決権行使コード」**及び**「パスワード」**が必要となります。
なお、**「議決権行使コード」**及び**「パスワード」**は、株主総会の都度新しいコードをご通知いたします。

(3)インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主さまのご負担となります。

・書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

２．インターネットによる議決権行使の具体的方法

(1)http://www.it-soukai.com/又はhttps://daiko.mizuho-tb.co.jp/にアクセスしてください。
なお、行使期間中の午前３時から午前５時までの間は、上記ＵＲＬにアクセスすることはできませんのでご了承ください。
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(2)**「議決権行使コード」**及び**「パスワード」**を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

(3)画面の案内に従い、議決権を行使してください。

３．ご利用環境

(1)パソコンをご利用の場合

◎パソコン	Windows® 機種
◎ブラウザ	Microsoft® Internet Explorer 5.5以上 なお、Microsoft® Internet Explorer 8以上については、動作保証されていないため、ご利用いただけないことがあります。
◎インターネット環境	プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
◎画面解像度	1024×768以上をご推奨いたします。

(2)携帯電話をご利用の場合

◎携帯電話	128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種であること。 「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのサービスが利用できること。 なお、一部の携帯電話端末（スマートフォンなど）については、動作保証されていないため、ご利用いただけないことがあります。

＊Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
＊「iモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。
＊「EZweb」は、ＫＤＤＩ株式会社の登録商標です。
＊「Yahoo!」は、米国Yahoo!Inc.の登録商標又は商標です。
＊「ＱＲコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

４．セキュリティについて

行使された情報の漏洩・改竄がないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。
また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主さまご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主さまのパスワードをお問い合わせすることはございません。

５．インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
電話番号　０１２０－７６８－５２４（フリーダイヤル）
受付時間　９：００ ～ ２１：００（土日休日を除く）

【機関投資家の皆さまへ】

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

第１号議案から第４号議案までは、会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進しておりますが、自己資本をめぐるグローバルな議論や経済・市場動向の不確実性等を考慮し、「安定的な自己資本の充実」に力点を置いた運営を行っております。

こうした方針のもと、当事業年度末における剰余金の配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

１．配当財産の種類

金銭

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式につきましては、１株当たり６円とさせていただくものであります。

また、各種優先株式につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただくものであります。

	１株当たりの配当金額	配当金の総額
普通株式	６円	130,659,172,038円
第十一回第十一種優先株式	20円	8,337,720,000円
第十三回第十三種優先株式	30円	1,100,700,000円
合計	－	140,097,592,038円

３．剰余金の配当が効力を生ずる日

平成２３年６月２１日

第２号議案　定款一部変更の件

当社は、当事業年度に普通株式６０億株を発行し、また、当社の第十一回第十一種優先株式の普通株式への転換が進捗したことにより、当事業年度末において、今後の優先株式の転換等を考慮したうえで当社が発行可能な普通株式数は約８．６億株（普通株式の発行可能種類株式総数に対する割合は約３．６％）となりました。今後の更なる持続的成長の実現に向けた経営の機動性・柔軟性を確保するためには、一定の普通株式について発行可能な授権枠を保持する必要があると考えております。また、平成２３年４月に公表いたしました、当社普通株式を対価とする株式交換による、みずほ信託銀行、みずほ証券及びみずほインベスターズ証券の完全子会社化を実施するためには、当社の普通株式の発行可能種類株式総数を増加させることが必要でありますので、普通株式の発行可能種類株式総数の増加及びこれに伴う発行可能株式総数の増加を行うものであります。なお、本件定款第６条の変更は、いわゆる「買収防衛策」の導入を意図して行うものではありません。

また、本件定款第６条の変更につきましては、会社法第３２２条の規定に基づき、各種類株式にかかる種類株主総会の決議が必要となっております。

また、種類株主総会の機動的な開催を可能とするため、種類株主総会の基準日に関する規定を新設するものであります。（定款変更案第１１条）

あわせて、株主数の増加等を踏まえ、株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第２４条を削除するとともに、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示す）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（発行可能株式総数） **第６条**　当会社の発行可能株式総数は、28,485,271,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。 普通株式　24,115,759,000株 第十一種の優先株式　1,369,512,000株 第十二種の優先株式　1,500,000,000株 第十三種の優先株式　1,500,000,000株	**（発行可能株式総数）** **第６条**　当会社の発行可能株式総数は、52,369,512,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。 普通株式　48,000,000,000株 第十一種の優先株式　1,369,512,000株 第十二種の優先株式　1,500,000,000株 第十三種の優先株式　1,500,000,000株
（基準日） **第11条**　当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	**（基準日）** **第11条**　（現行のとおり）
（新設）	②　定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については、前項の規定を準用する。
②　前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	③　前２項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
（優先配当金） **第14条**　当会社は、第53条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第15条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 （以下省略）	**（優先配当金）** **第14条**　当会社は、第52条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第15条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 （現行のとおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（優先中間配当金） **第15条**　当会社は、第54条に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1の金銭による剰余金の配当（本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。	（優先中間配当金） **第15条**　当会社は、第53条に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1の金銭による剰余金の配当（本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。
（招集地） **第24条**　株主総会は、東京都区内において招集する。	（削除）
第25条～第29条　（条文省略）	**第24条～第28条**　（現行のとおり）
（種類株主総会） **第30条**　（条文省略） ②　（条文省略） ③　第24条から第26条まで、第28条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。	（種類株主総会） **第29条**　（現行のとおり） ②　（現行のとおり） ③　第24条、第25条、第27条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。
第31条～第55条　（条文省略）	**第30条～第54条**　（現行のとおり）

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役佐藤 康博、野見山 昭彦、大橋 光夫、安樂 兼光の４氏は本総会終結の時をもって任期が満了し、西堀 利、大西 節、齊藤 肇の３氏は今般、取締役を辞任されます。これに伴い、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	さとう　やすひろ 佐藤 康博 （昭和27年４月15日生）	平成15年３月　株式会社みずほコーポレート銀行執行役員インターナショナルバンキングユニット・シニアコーポレートオフィサー 平成16年４月　同　常務執行役員営業担当役員 平成18年３月　同　常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員 平成19年４月　同　取締役副頭取内部監査統括役員 平成21年４月　同　取締役頭取（現任） 平成21年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社みずほコーポレート銀行　取締役頭取	普通株式 23,280株
	昭和51年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知するとともに、経営経験も豊富な人物であります。		
2	にしざわ　じゅんいち 西澤 順一 （昭和31年６月12日生）	平成18年３月　株式会社みずほ銀行人事部長 平成20年４月　同　執行役員名古屋中央支店名古屋中央法人部長 平成22年４月　株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員リスク管理グループ統括役員兼人事グループ統括役員 平成23年４月　同　常務取締役リスク管理グループ統括役員兼人事グループ統括役員（現任） （重要な兼職の状況） なし	普通株式 176,900株
	昭和55年より、当社グループの一員として、人事、営業等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知している人物であります。		

候補者の番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
3	つちや　みつあき 土屋光章 （昭和29年５月１日生）	平成16年４月　株式会社みずほコーポレート銀行執行役員秘書室長 平成18年３月　同　常務執行役員営業担当役員 平成20年４月　みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員 平成20年６月　同　取締役副社長 平成23年４月　同　取締役（現任） 同年　同月　当社副社長執行役員内部監査部門長（現任） （重要な兼職の状況） みずほ信託銀行株式会社　取締役	普通株式 11,850株
	昭和52年より、当社グループの一員として、マーケット業務企画、営業等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知するとともに、経営経験も豊富な人物であります。		
4	こうの　まさあき 河野雅明 （昭和32年２月24日生）	平成18年３月　株式会社みずほコーポレート銀行執行役員営業第八部長 平成20年４月　同　常務執行役員営業担当役員 平成23年４月　当社常務執行役員リスク管理グループ長兼人事グループ長兼コンプライアンス統括グループ長（現任） （重要な兼職の状況） なし	普通株式 233,100株
	昭和54年より、当社グループの一員として、営業、人事等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知している人物であります。		

候補者の番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
5	のみやま　あきひこ 野見山　昭　彦 （昭和９年６月15日生）	昭和32年４月　日本鉱業株式会社入社 昭和59年６月　同 取締役 平成元年６月　同 常務取締役 平成４年12月　株式会社日鉱共石常務取締役 平成５年12月　株式会社ジャパンエナジー常務取締役 平成６年６月　同 専務取締役 平成８年６月　同 代表取締役 社長 平成12年６月　同 代表取締役 取締役会長兼社長 平成14年４月　同 代表取締役 取締役会長 平成14年９月　新日鉱ホールディングス株式会社代表取締役社長 平成15年６月　同 代表取締役 取締役会長 平成18年６月　同 相談役 平成19年６月　当社社外取締役（現任） 平成22年７月　ＪＸホールディングス株式会社名誉顧問（現任） （重要な兼職の状況） ＪＸホールディングス株式会社　名誉顧問	普通株式 15,100株
	新日鉱ホールディングス株式会社代表取締役社長及び代表取締役取締役会長を務めた豊富なビジネス経験及び同社役員としての経営経験を通じて培った幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。		

候補者の番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
6	おおはし　みつお 大　橋　光　夫 （昭和11年１月18日生）	昭和34年３月 株式会社三井銀行入行 昭和36年12月 昭和電工株式会社入社 昭和63年５月　同 総合企画部長 平成元年３月　同 取締役総合企画部長 平成５年３月　同 常務取締役 平成７年３月　同 専務取締役 平成９年３月　同 代表取締役社長 平成17年１月　同 代表取締役会長 平成17年６月 当社社外取締役（現任） 平成19年３月 昭和電工株式会社取締役会長 平成22年３月　同 相談役（現任） （重要な兼職の状況） 昭和電工株式会社　相談役	普通株式 0株
	昭和電工株式会社代表取締役社長及び代表取締役会長を務めた豊富なビジネス経験及び同社役員としての経営経験を通じて培った幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって６年であります。 同氏が富国生命保険相互会社の社外監査役在任中である平成20年７月、同社は保険金・給付金の支払い漏れを発生させたことに伴い金融庁より保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、同事案発覚まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会及び監査役会を通じて、顧客利便性の視点に立った指導を行い、注意を喚起しておりました。事案発覚後、同氏は、再発防止策等が十分機能しているかを点検し、経営管理態勢への助言及び内部監査態勢の強化に取り組み、監査役としての職務を遂行しております。		

候補者の番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
7	あんらく　かねみつ 安樂　兼光 （昭和16年４月21日生）	昭和39年４月　日産自動車株式会社入社 平成５年６月　同 取締役 平成９年６月　同 常務取締役 平成11年５月　同 代表取締役副社長 平成12年４月　同 取締役副会長 平成12年６月　同 副会長 平成14年４月　日産不動産株式会社代表取締役社長 平成17年６月　同 相談役 平成18年７月　日産ネットワークホールディングス株式会社相談役 平成19年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） なし	普通株式 7,000株
	日産自動車株式会社代表取締役副社長を務めた豊富なビジネス経験及び同社役員としての経営経験を通じて培った幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。		

（注）１．野見山昭彦、大橋光夫、安樂兼光の３氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

２．社外取締役との責任限定契約締結について
社外取締役候補者である野見山昭彦、大橋光夫、安樂兼光の３氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、事業報告「３．社外役員に関する事項」における「(3)責任限定契約」に記載のとおりであります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役野﨑 幸雄氏は、本総会終結の時をもって任期が満了し、森田 庸夫、灰本 周三の両氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。これに伴い、新たに監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する当社の株式の数
1	しげじ　よしのぶ 繁治　義信 （昭和31年４月30日生）	平成18年３月　株式会社みずほ銀行執行役員名古屋中央支店長 平成19年７月　同　執行役員名古屋中央支店名古屋中央法人部長 平成20年４月　同　執行役員法人業務部長 平成22年１月　同　執行役員法人業務部長兼法人業務部企業金融サポート室長 平成22年４月　同　常務執行役員 平成23年４月　同　理事（現任） （重要な兼職の状況） なし	普通株式 183,600株
	昭和54年より、当社グループの一員として、営業、法人業務企画等も含め幅広く銀行業務に携わり、業務全般を熟知している人物であります。		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する当社の株式の数
2	いよだ　としなり 伊豫田　敏　也 （昭和29年３月31日生）	平成17年４月　みずほ証券株式会社常務執行役員アドバイザリー第１グループ長 平成17年６月　同　常務執行役員アドバイザリー第１グループ長兼アドバイザリー第２グループ長 平成17年７月　同　常務執行役員アドバイザリーグループ長 平成20年４月　同　常務執行役員投資銀行第１グループ長 平成20年６月　同　常務執行役員グローバル投資銀行部門長兼投資銀行グループ長 平成21年５月　同　常務執行役員グローバル投資銀行部門副部門長兼投資銀行グループ共同グループ長兼投資銀行業務管理部担当 平成22年４月　同　常務執行役員投資銀行グループ長 平成23年４月　同　理事（現任） （重要な兼職の状況） なし	普通株式 10,310株
	昭和52年より、当社グループの一員として、営業、投資銀行業務等も含め幅広く銀行・証券業務に携わり、業務全般を熟知している人物であります。		

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する当社の株式の数
3	いまい　いさお 今井　功 （昭和14年12月26日生）	昭和39年４月 東京地方裁判所判事補任官 平成14年２月 仙台高等裁判所長官 平成14年11月 東京高等裁判所長官 平成16年12月 最高裁判所判事 平成21年12月 退官 平成22年４月 第一東京弁護士会入会 同 年 同 月 ＴＭＩ総合法律事務所顧問（現任） （重要な兼職の状況） なし	普通株式 0株
	仙台高等裁判所長官及び東京高等裁判所長官、最高裁判所判事並びに弁護士としての職務経験を通じて培った高い専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準維持、向上に貢献していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は会社経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、当社の監査を適切に遂行できるものと考えております。		

（注）１．監査役候補者繁治義信氏には、株式会社みずほ銀行理事を退任のうえ、本総会終結後直ちに就任する旨の承諾を得ております。また、監査役候補者伊豫田敏也氏には、みずほ証券株式会社理事を退任のうえ、本総会終結後直ちに就任する旨の承諾を得ております。

２．今井功氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。なお、同氏には、本総会終結後直ちに就任する旨の承諾を得ております。

３．社外監査役との責任限定契約について
社外監査役候補者である今井功氏と当社との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円以上であらかじめ定めた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。

＜株主提案（第５号議案から第10号議案まで）＞

第５号議案から第10号議案までは、株主からのご提案によるものであります。なお、第５号議案については株主４名、第７号議案については株主２名からの共同の提案となっております。

第５号議案　定款変更の件（評価書の適正な作成）

１．提案内容

定款に以下の条文を加える。

「業として企業価値評価書を作成する時は、適正に作成するものとし、関連会社が作成にあたる時は、その適正であることを監督すること。」

２　提案理由

平成１８年、カネボウに対し低廉過ぎるＴＯＢと営業譲渡が行われ、一般株主が追い出されました。この時、ファンド連合軍がＴＯＢ価格の根拠としたのが、みずほ証券の作成した企業価値評価書だったのです。

のちに裁判所が３６０円の価値があると認定した同社株を、みずほ証券は１株１６２円と評価し、この評価に基づきファンド連合軍は一般株主を低価格で追い出そうとしたのでした。

営業譲渡時の評価書では、たとえば資本に対する負債の割合をマイナス１５％などと理論的にありえない操作まで行い、低価格に算定していました。

今後、このような評価書を濫造した場合、みずほ証券や親会社である我が社が損害賠償を請求される可能性が高く、このようなリスクは回避しなければなりません。

よって本提案を行う次第です。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社グループの傘下証券会社等が、企業価値の評価を行うに際しては、一律の基準のみで評価するのではなく、その企業を取巻く経済環境・社会情勢・業界動向、その企業の持つ経営・技術等の特異性、その他の条件について、十分に検討を行ったうえで、総合的に評価を行っております。

また、業務の実施にあたっては、その過程で検証作業等を通して適正に管理運営されており、今後も適正な管理運営を行うべく柔軟に対処してまいります。

なお、株価の評価ないし算定結果は、その方法や採用される数値等の点から、ある程度幅のあるものであり、裁判での認定価格以外の価格が、必ずしも不当に算定されているわけではありません。

したがって、定款に本議案のような規定をあらためて設けることは、不要と考えます。

第６号議案　定款変更の件（カネボウ評価書問題等第三者調査委員会の設置）

１　提案内容

定款に以下の条文を加える。

「当社子会社が、企業価値の算定をした場合において、その額が裁判所認定額の半額以下又は２倍以上であったときは、独立の第三者調査委員会を設置して、その原因を究明し、その結果を公表するものとする。」

２　提案理由

みずほ証券は、平成１８年のカネボウ株の公開買付時、及び営業譲渡を行う際に企業価値の評価書を作成している。これに基づき、カネボウ株の価値は１株１６２円とされた。カネボウ株式は，後に最高裁判所により、１株３６０円とする裁判が確定している。そもそも、同社株の戦後最安値は２７７円であり、普通株式より５００円劣後する劣後株ですら２０１円で取引されている。みずほ証券が営業譲渡時に評価した評価書は、後に合併無効の裁判で法廷に提出された。これによると、資本に対する負債の割合を薬品事業についてマイナス１５％、とする他、東京地裁、東京高裁が「交渉項目にすぎず根拠があるわけではない」としたスモールビジネスプレミアムを加算するなどして、株価が引き下げられている。今後、同様の行為が行われれば、損害賠償義務を負うリスクがあるから、原因を究明することにより、再発防止に努めるべきである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

株価の評価ないし算定結果は、その方法や採用される数値等の点から、ある程度幅のあるものであり、裁判での認定価格以外の価格が、必ずしも不当に算定されているわけではありません。

当社グループの傘下証券会社等が、企業価値の評価を行うに際しては、一律の基準のみで評価するのではなく、その企業を取巻く経済環境・社会情勢・業界動向、その企業の持つ経営・技術等の特異性、その他の条件について、十分に検討を行ったうえで、総合的に評価を行っております。

また、今後についても、状況に応じ適正な体制の構築、業務の運営に努めてまいります。

なお、守秘義務契約等も踏まえ、評価内容については厳格な情報管理を徹底しており、第三者への開示・公表は適切でないと考えます。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第７号議案　定款変更の件（政策保有株式の議決権行使）

１　提案内容

定款に以下の文言を加える。

「当会社が経営管理を行っている銀行、証券会社等の子会社に於ける政策保有株式の議決権行使にあたっては、利害関係のない議決権行使助言会社の意見を聞くなどの方法により、適切な議決権行使をするよう、子会社を指導する。」

２　提案理由

連結ベースで２．７兆円以上（平成２２年１２月末現在）の巨額の株式を保有する当グループは、平成２０年度に４千億円を超える株式関係損失を計上し、その後の２度に渡る巨額増資が必要な一因になった。これ以上の当社株式価値の毀損を防ぐ為にも、子会社が保有する株式のリスク管理、価値向上策が必要であるにもかかわらず、政策保有株式の議決権行使に関しては、（株）サンテック（東証２部、元みずほ銀行職員が取締役に就任）に於ける株主提案（増配）に一貫して反対を続けるなど、経済合理性に欠如した対応が行われている。特に、役員を派遣している場合には、情実により、客観的・合理的な議決権行使が妨げられている虞が大きくその場合、当グループ役職員と株主間の利害相反が生じる事になる。そこで、議決権行使助言会社の助言を参考にするなどの方法により、政策保有株式の議決権を合理的に行使し、保有株式の価値向上に努めるべきである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社及び当社の子会社等において保有する株式の議決権行使につきましては、短期的な配当性向だけでなく、当該株式を発行する企業が企業倫理を遵守するとともに適切なガバナンス体制を構築し、長期的な株主価値の増大に繋がる適切な意思決定をしているかどうかという観点に立ち、様々な検討を十分に行ったうえで、総合的に判断することとしております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第８号議案　定款の変更の件（役員報酬の個別開示）

１．提案内容

定款に次の条文を加える。

「事業年度毎の取締役および監査役の報酬・賞与額については、一億円を上回るか否かに関わらず、個々の取締役および監査役毎にその金額を、当該事業年度の株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載して開示する。また、役員であった者に対して顧問料その他の名目で報酬を支払っている場合も同様とする。」

２．提案理由

株主から経営を任されている役員の報酬の額を株主に知らせることは、役員の株主に対する責務である。当社が役員の報酬を率先して株主に開示することは透明性のある企業、情報開示に熱心な企業として、当社の国際的信用を高め、株主の負託にこたえ企業価値を増大させるものである。

なお、ソニーにおいても、平成１９年に同様の提案がなされており、４４．３％の賛成を得ている。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社の取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議の範囲内で、業務執行の状況・貢献度等を基準として取締役会において決議しております。その過程では、社外取締役を構成員に含めた報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置し、報酬の決定方針、報酬体系等についてご意見を頂戴するなど、報酬に対する透明性・客観性を確保しております。また、当社の監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議の範囲内で、監査役としての活動状況等を基準として監査役の協議により決定しております。

また、開示にあたりましては、取締役及び監査役別の報酬等の総額及び支給人数について、法令に則り、従来より事業報告において適正に開示しております。

このように、役員報酬の決定手続及び開示は適切に行われており、株主さまの利益を害するおそれはありません。

当社としては、企業情報の開示に関する一般的な動向を踏まえ、今後とも適切な開示に努めてまいります。

したがって、定款上、本議案のような報酬の個人別の開示規定を設けることは、不要と考えます。

第９号議案　定款変更の件（堅牢なシステム構築）

１　提案内容

定款に以下の文言を加える

「ＡＴＭ等のシステムの構築にあたっては、システムダウンを生じないよう、万全を期すものとする。」

２　提案理由

３月１５日に発生したシステムダウンにより、最大で１１６万件の振り込みが未処理となった。当社のシステムは、２００２年にもダウンしている。このような事態が再発すれば、金融機関としての信用が失墜し、顧客を失うことにもなりかねない。堅牢なシステムを構築し、再発防止に努めるべきである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社グループは従来より、システム開発における工程管理・品質管理等のプロジェクト管理を徹底するなど、強固な内部管理態勢の構築に努めております。

また、平成２３年３月のみずほ銀行のシステム障害につきましては、当社グループにおいて、外部の識者・専門家から構成された第三者委員会である「システム障害特別調査委員会」からの調査報告等も十分に踏まえ、徹底した原因究明に基づいた再発防止に取り組むとともに、グループ役職員が一体となって、お客さまからの信頼回復に全力で取り組んでおります。

したがって、定款にこのような規定をあらためて設けることは、不要と考えます。

第10号議案　定款変更の件（株主提案字数制限の緩和）

１　提案内容

定款に以下の文言を加える。

「株主提案の提案理由については、４００字の制限を緩和し、４０００字とする。」

２　提案理由

当社株式取扱規程第１３条によると､提案理由は４００字以内とされている。

しかし、提案内容によっては、４００字以内に収まらない場合もあり、かかる場合、株主としては、議案を２つに分ける他ないことになる。また、議案が不可分の場合には、他の株主は不十分な資料の下で提案の理由を十分に理解しないままに議決権を行使せざるを得ないことになる。

そこで、提案理由の字数を４０００字として、株主提案について十分な資料の下で審議するとともに、いたずらに議案を増やす愚を避けるべきである。

昨年ＨＯＹＡの株主総会で同様の提案がなされ、取締役会は自主的に字数制限を撤廃している。

なお、みずほ証券作成の評価書とカネボウ事件の詳細は、「カネボウ個人株主の権利を守る会」ＨＰ、その他の提案理由の詳細は「アドバンテッジ被害者牛角株主のブログ」等を参照。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

株主提案の提案理由の記載は、その直接の理由を相当な範囲内で記載するものであり、提案に関連する資料の内容等詳細な事由まで記載するものではありません。

当社は、提案内容を理解するための提案理由の分量としては、４００文字が必要かつ十分な量と考えます。また、４００文字を超える場合は、概要を記載することとしており、株主さまからのご提案について適法かつ適正に対処しております。

したがって、定款にこのような規定を設けることは不要と考えます。

以　上

第９期定時株主総会会場のご案内

会　　場　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号

東京国際フォーラム　ホールＡ

電話番号　03-5221-9000

もよりの駅：ＪＲ線　有楽町駅より徒歩１分

東京駅より徒歩５分

（京葉線東京駅とB１F地下コンコースにて連絡）

地下鉄　有楽町線有楽町駅と

B１F地下コンコースにて連絡

〔会場付近略図〕

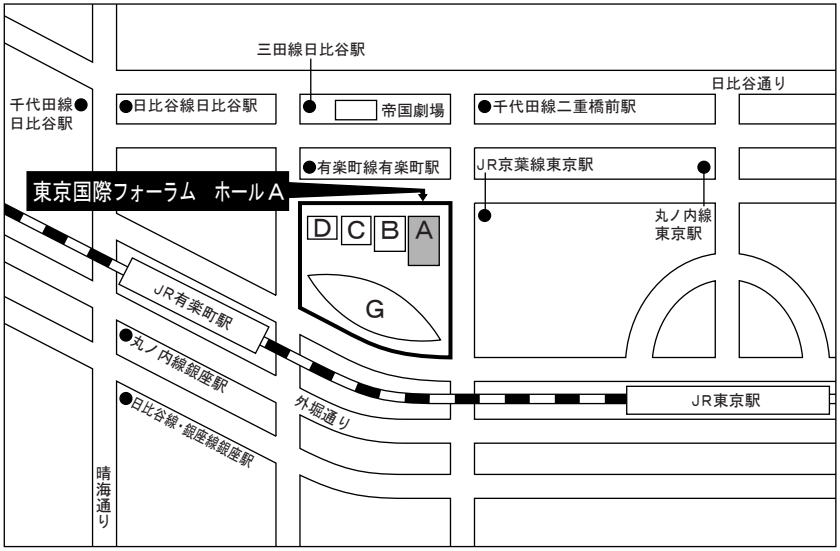

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。